進路だより

秋田県立秋田きらり支援学校
第５号
平成３０年１０月９日発行

先日、ＰＴＡ主催の「ＰＴＡ研修　保護者懇話会」が行われました。

活発な情報交換の中で、「手当・年金」についての話題になりました。「１８歳で必要な手続きはありますか？」等、その時にお答えできなかったことについて、秋田市の障がい福祉課に伺った情報を、秋田市『障がい者のためのくらしのしおり』をもとにして、簡単にお伝えします。詳細は、ぜひ各自でご確認ください！

『障がい者のためのくらしのしおり』は秋田市役所でもらえます。内容は秋田市のホームページでも確認できます。他市町村でも同様の冊子やホームページ上での情報公開がありますので、ご覧ください。

1．主な「手当と年金」について（秋田市）

①重度の障がいをもつ方へ

障害児福祉手当

・20 歳未満の本人に支給される

→ ２０歳

特別障害者手当

・20 歳以上の本人に支給される

★それぞれ「対象者」の基準が違います。医師からの診断書が必要です。

「障害児福祉手当」…身体障害者手帳のおおむね１級か療育手帳のおおむねＡ程度の障害があり～（以下省略）。

「特別障害者手当」…身体障害者手帳におおむね１級～２級程度の障がいが重複しており～（以下省略）。

★２０歳前、「障害児福祉手当」が失効する前に、お知らせが届くそうです。

その中に、「特別障害者手当」「障害基礎年金」の申請方法などが書かれてあるとのことでした。

②障がいのある子どもを療育する方へ

特別児童扶養手当

・20 歳未満の子ども*を養育している父や母、または父母に代わって療育している方に支給される。　（＊子ども…身体か知的に中程度以上の障がいがある子ども）

★こちらも、消失する前にお知らせが届くそうです。

③病気やけがなどによる障がいのある方へ

障害基礎年金

・２０歳前に、初診日がある病気やけがで障がいの状態になった方に、
　２０歳から支給される年金。

★★★